

山形市避難行動支援制度のお知らせ

～山形市避難行動要支援者の避難行動支援制度～

この制度は、災害が起きた時、一人暮らしの高齢者や障がいのある方が地域の中で手助け（避難支援）が受けられるように、平常時から要支援者本人、地域の皆さまと山形市が協働しながら体制づくりを進める制度です。

平成25年度の災害対策基本法の改正を踏まえて、それまでの「山形市災害時要援護者避難支援制度」を見直し、平成26年度から「山形市避難行動支援制度」としてスタートしました。

※山形市避難行動支援制度とは山形市避難行動要支援者の避難行動支援制度の略です。



平成25年度における主な見直し

- ①山形市は、一定の要件を満たす避難支援が必要と思われる方（要支援者）の名簿を作成します。
- ②平常時、山形市は名簿提供に同意した要支援者の名簿情報を地域の避難支援等関係者に提供します。
- ③要支援者は、地域の避難支援等関係者と相談しながら、個別計画*の作成について検討することができます。
- ④災害時、山形市は避難支援等関係者へ要支援者本人の同意の有無によらず名簿情報を提供します。

※個別計画とは、災害時の避難行動（避難先や避難支援者など）について簡潔に記載するものです。

避難行動支援制度の流れ



要支援者となる方

- 災害時に自ら避難することが困難で、支援を要する方
- ・75歳以上の単身高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯
 - ・重度身体障がい者 身体障害者手帳1級及び2級所持者
 - ・重度知的障がい者 療育手帳A所持者
 - ・重度精神障がい者 精神障害者保健福祉手帳1級所持者
 - ・特別児童扶養手当1級に相当する児童
 - ・介護保険法における要介護度3以上の認定者
 - ・上記以外で避難支援を希望する者
- ※要支援者本人の判断が困難な場合は、代わってご家族が手続きすることができます。

要支援者

避難支援者となる方

- 災害時等に要支援者のもとへ駆けつけ避難支援ができる方
- ・親族
 - ・近隣住民などの町内会自治会の構成員
 - ・自主防災会の構成員
 - ・民生委員児童委員
 - ・福祉協力員など地区社会福祉協議会の関係者
 - ・その他、避難支援が可能な者

避難支援者

制度のながれ

- ①制度の周知**
避難支援等関係者は、日頃の活動の範囲で要支援者と思われる方へ制度の周知をお願いします。
- ②同意書の提出**
市で所有する要支援者名簿情報を避難支援等関係者へ提供することに同意する要支援者は、市へ同意書の提出をお願いします。
- ③名簿情報の提供**
市は同意した要支援者の名簿情報を避難支援等関係者へ提供します。
- ④個別計画の作成支援**
避難支援等関係者は名簿情報をもとに、要支援者や避難支援者と相談し、個別計画※の作成について検討をお願いします。
※個別計画とは、災害時の避難行動を簡潔に記載するものです。
- ⑤支援の依頼**
要支援者は個別計画の作成にあたり、避難支援者へ支援の依頼をしてください。
- ⑥支援の了承**
避難支援者は要支援者からの依頼について対応可能な場合は了承をお願いします。
- ⑦個別計画の提出**
要支援者は作成した個別計画を市へ提出してください。
- ⑧個別計画の送付**
市は個別計画を地域の避難支援等関係者や避難支援者へ送付します。

避難支援等関係者となる方

- 要支援者の避難支援等の実施に携わる方 (次の方のみ)
- ・地区民生委員児童委員協議会会長
 - ・民生委員児童委員
 - ・山形市社会福祉協議会
 - ・地区社会福祉協議会会長
 - ・福祉協力員
 - ・町内会自治会長、担当者
 - ・自主防災会長、担当者
 - ・消防団
 - ・山形警察署
 - ・地域包括支援センター

避難支援等関係者



③ 同意した要支援者の名簿情報の提供

⑧ 提出された個別計画の送付

山形市

窓口となる課	名簿情報共有課等
防災対策課	消防総務課
長寿支援課	消防通信指令課
介護保険課	防災支部長 (市職員)
生活福祉課	市避難所長 (市職員)
障がい福祉課	
母子保健課	
家庭支援課	

山形市の役割
要支援者名簿の作成
制度の普及周知
相談対応

① 制度の周知

④ 個別計画の作成支援

⑦ 個別計画の提出

⑤ 支援の依頼

⑥ 支援の了承

② 同意書の提出

⑧ 提出された個別計画の送付



よくある質問 Q&A



避難支援等関係者からの質問

- Q 要支援者やその家族から避難支援者の選定や、個別計画作成の協力などの依頼があった場合は、どのようにおこなえばよいのか？
- A 町内会長、民生委員、福祉協力員、自主防災会長など地域の避難支援等関係者が相談し、要支援者本人の意向を尊重しながら、地域の状況に合った選定や作成の支援をお願いします。なお、ご不明な点は山形市役所の窓口となる各課までご相談ください。
- Q これまでの活動に加え新たに業務が増えることとなり負担が増えるのでは？
- A 高齢者世帯の実態調査に合わせて制度周知を行うなど、日頃の活動の中でできる支援をお願いします。
- Q 地域では障がい者の情報を有しておらず、制度周知等は困難です。
- A 当面、障がい者への制度周知は福祉サービス事業所等を通しておこないます。
- Q 地域での支援は町内会長が中心となっておこなうべきではないか？
- A 常日頃から高齢者などの見守りを行っている民生委員や福祉協力員が中心となり町内会長や自主防災会長などと連携しながら支援をお願いします。なお、地域それぞれの状況に応じた支援体制を作っていただくことも可能です。

要支援者からの質問

- Q 避難支援者は複数名必要ですか？
- A 避難支援者は複数名いることが望ましいですが、選定が困難な場合は、地域の避難支援等関係者や山形市の窓口課にご相談ください。
- Q 個人情報の管理は十分にされるのか？
- A 市は関係法令、条例及びセキュリティーポリシーに基づき適切に管理運用を行います。また、名簿や個別計画は避難支援の目的にのみ利用いたします。要支援者本人が提供に同意した以外の方に知られることのないように厳重に管理されます。
- Q 要支援者になると必ず同意書や個別計画の提出が必要なのですか？
- A 必ず提出する必要はありません。しかし、災害時避難に不安がある場合は、地域の中で避難支援を受けるためにも同意書の提出や個別計画の作成について検討をお願いします。

避難支援者からの質問

- Q 避難支援者の責任は重すぎないのか？
- A 災害時は、避難支援者も被災することがあります。できる範囲で支援をお願いするもので、責任を負うものではありません。

お問い合わせ／山形市役所総務部防災対策課

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号 TEL.641-1212(内線382) FAX.624-8847